

常處分をなし事後承諾を議會に求めしむるもの之なり吾憲法は第三の方法に屬す然して非常處分をなすの方法に付ても亦た國に依て異なれり第一に準備金を置て緊要の場合には一定の條件に従ひ政府之を使用することとなり普國に古來軍用準備金ありたるが近年佛國より得たる償金の一部分を以て之に充てたり第二に新税又の増税を許すこと第三國債の募集を許すこと紙幣發行とも含蓄す第四別に處分の區域を定めざるま吾國は此第四の方法を採用す故に戰爭若くは國家非常の場合に當りては國債を募集するも紙幣を發行するも國家の負擔となるべき契約と結ぶも租税と起すも税率を増すも皆議會の協賛を経せして政府の專斷を以て此り處分をなすことを得其權力各國に比類なし非常處分をなし事後承諾と求めたる場合に議會は其承諾を拒むことを得べきか曰く非常處分よし憲法に矛盾したる時又は本條に掲げたる要件を欠きたることと發見したる時仮令ば臨時召集の違ありしよ之を召集せざりしが如き又は其他の立法上の意見に依て仮令ば内國債と募集すべきに外國債を募集したるの点を理由として此が承諾を拒絶し得るなり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立

し至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

豫算の一定の手續を経て完成するものなるも若し此手續を履まざして無豫算に至るの場合なきも非也即ち本條ある所以なり

豫算を議定せざると云ふの議會自ら議決の結局とみざして閉會に至る時と云ふ仮令ば議會が豫算の全部を議了せざるに既に閉會の時機に至りたる如き兩院の協議成らざして豫算を議定せざるが如き會計年度の既に始まるに未だ該年度の豫算と議了せざる時の如し豫算の成立に到らざる場合に二あり第一は兩議院の一に於て豫算と廢棄したるとき第二は議會未だ豫算を議決せざして停會又は解散を命せられたるとき之なり但し之を命せられたる后再び開會して豫算と議了したるときは豫算の成立したるもの故本條を適用するを得也

右の豫算を議定せざる場合及び豫算不成立の場合には共に前年の豫算と施行す其理由は豫算は國家の存立と行政の機關とを運轉するに一日も缺くべからざる者なるも豫算なきの國家の存立と危くするものあるを以て即ち國家機關の一部な

る議會が國家全体を破壊せんとするものなるを以て特に本條を設けて之を豫防したるものなり豫算を以て一個の法律となす國に於ては無豫算の場合に在ては國家の一錢の歳入をも得ること能はず又歳出をなすも能はず即ち豫算を以て憲法及び法律の運轉を中止せざるを得ず普國に於て千八百六十二年より同十六年迄は豫算成立せざりしを以て政府の非常の處分を用ひ以て行政機關を運轉せしめたり又北米合衆國にては千八百七十七年に議會が陸軍の豫算を議定するまゝを遷延したる故三ヶ月間兵士に給料を與ふるも能はずしと云ふ前に述べたる普國に於て豫算成立せざりし時に當り政府の獨斷を以て豫算を調制し國家の必要に應じたる理由は元來一國の歳出の憲法及び法律に由て定まるものにして豫算は單に形式上に於て其額を定むるのみ故に豫算を以て假令一個の法律となすと雖も豫算は性質上憲法及び法律に従はざるを得ず然るに今豫算を以て憲法及び諸般の法律を變更せんとするは國家の目的を反する者なるを以て政府の憲法及び法律の命を違はる處に從て行政をなしたる旨を主張せり且つや法律を變更廢止するは兩院の議決と國王の裁可とを必要とするも今若し豫算を以て凡の

法律を廢止するとせば即ち衆議院に凡ての法律を廢止するの權利を與へたる者と云ひざるべからざる是れ普國憲法の許さるるところあり理由の何れなるにもせよ千八百六十二年より同六十六年に至る迄は宰相ビスマルク議會の協賛を経ずして豫算を定め大に世論を惹き起したるを以て既に或小國に於ては豫算不成立の場合に備ふるために前年度豫算施行の方法を規定せり吾憲法も亦た本條を以て明に前年度の豫算を施行することを定めたるを以て將來吾國は不幸なる無豫算の境遇に陥る憂なし

豫算不成立か二ヶ年以上に繼續しざる場合に何を以て前年度豫算とすべきや曰く毎年其前年度の豫算を以て其年の豫算となすか故に翌年に對して其年の豫算は前年度の豫算となるなり

前年度の豫算を施行する場合に毎年支出額の異なる繼續費は如何にすべきか假令の本年二十万圓の支出にして來年二十五万圓の支出をなすべき繼續事業ある場合に來年より於て不成立の時は二十万圓を以て其年の支出とすべきか將た二十五万圓を以てすべきか曰く二十五万圓を以て其年の支出とすべき又茲に一の間

題あり前年度に於て豫算外に起りたる歳出もして后國會の承諾を経たる者の前年度の豫算を施行するに當り此歳出も支出し得るや否や曰く本條の明文により前年度の豫算を施用するに止り豫算の外の支出をなすを得ざるものとす

**第七十二條** 國家の歳出歳入の決算の會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱し之を帝國議會に提出すへ

會計検査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

議會か會計を監督するに期前監督と期后監督との二あり期前監督とは次年度の豫算と承諾するを云ひ期后監督との前年度の決算を審査するを云ふ此審査と行ふために政府の會計検査院の検査を経たる處の決算と該院の報告とを併せて議會に提出するの義務あり此の如く検査院の議會か立法上の監督をなす準備とすものにして専ら政府のためは検査するものに非ず且つ内閣の經費の如きも之と検査せざるへからざるか故に内閣とは全く獨立し居るなり然れとも又た一方に於ては内閣のために各省の會計と検査するの責任を有するを以て全く帝國議

會のみの機關に非ず是を以て検査院は内閣に屬せず議會に屬せしめて議會と行政との上に獨立する所の天皇も直隸す明治廿二年五月法律第十五号を以て會計検査院の組織を定むるに當ては裁判所と同じく獨立の官府となり其組織の合議体にして會計官も裁判官の如く獨立の地位を有す検査院の職掌は會計検査院法第十三條及び第十四條に在り之を分て三とあす第一の計算上の検査第二法令上の検査第三豫算上の検査あり第一の各種の行政官が既に検査したる者を再び検査して計算上の錯誤なきことを確定するものなり第二は行政官が歳出入に對したる行爲は果して法律の規定に由りたるか又たは法律の目的に適したるかを検査するに在り第三は歳出入の額は豫算に定めたる款項の高と違はざるや否や及び豫算外に支出したるや否やを検査するに在り以上の職掌を全ふするたれに行政官に對しては報告をなさしむるの權利あり検査院法第十九條曰く検査院は各官廳として検査上必要なる簿書及び報告をなさしめ及び主任官吏の辨明書を求むるまことを得検査院長の検査上必要と認むるときは主任官吏を派出して實地検査をなすまことを得同第二十二條に曰く出納官吏が計簿書及び証據書の提

出を怠り又は様式を守らざるときは検査院は長官をして懲戒處分を行はしむることを得検査確定の効力は行政官は上官に對して責任を解除し行政部内に於て充分なる効力と有を但し刑法上又は民事上の責任を免るゝと得る検査院法第二十條又検査院は出納官吏の計簿書と及び証據書類と検査し正當なりと判決したるときは該官吏に對して認可狀を附し其責任を解除すとあり終りに一の問題と云ふべきは政府は其検査確定と共に之を帝國議會に提出すべしとあるが議會之を受理して如何ある處置をなすべき者なるかと云ふこと之なり若し議會は於て検査其當を得る計簿上に錯誤あるり豫算の規定に反するの支出あるを發見したるときは如何にすべきか即ち検査院の検査と以て最終の判決となすべきを將た議會をして最高の検査院たらしめ検査院の議決と左右するの權力あるや否やの問題となり或論者は議會は此權力ありと云ふと雖とも本條に於て會計検査院が検査確定すとあるを以て検査院の判決を以て最終の判決となさざるを得る議會は於て若し其決算に不當なる理由を見出したるときは政府に對して其責任を負はしむるのみなり、

第七章 補則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるとき

の勅令を以て議案を帝國議會の議決に附せしむ

此場合に於て兩議院は各其総員三分二以上出席するは非れば議事を開くを得ず出席議員三分二以上の多數を経るは非れば改正の議決をなすことを得ず

本條の憲法修正案の發議者と及び修正の方法を規定したるものなり抑も憲法の國家根本の組織を定むるものあるか故に容易に之を變更するの不可なる素とより言ふ俟たせと雖も世運の變遷と共に其條項を變更するは又た己むへかりざるの事として如何に嚴重なる個條と設て其變更と妨るとも到底其効なきなり故に憲法を有する國は何れの國にても憲法改正の手續を設く吾帝國憲法は天皇の欽定し玉ひたる者なるか故に改正の權は獨り天皇に屬し議會は改正の上奏をなし得るも修正案を提出するを得る但し之を改正するは帝國議會の協賛を要し出席可決共に三分二以上の多數の同意と經ると必要とせり是れ尋常立法の手續と

大に異なる点にして憲法改正手續を特に鄭重にしたるなり憲法學者の憲法を軟  
 憲法硬憲法とに區別するが吾帝國憲法佛米獨普憲法は皆憲法改正手續を以て尋  
 常立法手續よりも困難となすが故に之を硬憲法と云ふ不文憲法の英國の如きは  
 憲法と通常法律との區別なきが故に之を改正するの手續にも又た區別なく尋常  
 立法の手續を以て憲法を改正し得るが故に之を軟憲法と云ふ普國憲法第一百七條  
 に憲法は法律を制定する通常の方法を以て改正す但し少くとも廿一日間を隔て  
 二回の投票をあし過半數の同意を要す改正案の提出權は國王及び各院にある  
 こと尋常法律案と同く佛國憲法第八條には大統領の請求か又は議員の發議に基  
 き兩院各自の會に於て憲法改正の必要あるや否やを議し兩院過半數以上にて可  
 決すれば兩院の合併總會を組織して其過半數を以て可決す米國に於ては兩院の  
 議員三分二以上又ハ各州立法會の三分二以上の請求ありたるときは特に憲法修  
 正會を召集し改正の議案をし發し而して各州の立法四分三か或ハ憲法修正會の  
 四分三以上の同意を以て之を決す  
 茲に憲法改正に關する一問題あり直接又は間接に憲法を變更するの法律に議會

之を協賛し天皇之を裁可して以て本條の制限を逃るゝ處の違憲の法律を公布し  
 たるときは其効力如何との問題之なり既に述べたるが如く米國に於ては判事の  
 法令審査權強大にして法律の精神は憲法に反するや否やを審査し違憲なりと判  
 定するときは此か適用を拒むの權利を有すれども吾國及ハ其他の諸國に於て  
 ハ裁判官に此權力なきを以て實質上は違憲の法律たりとも形式上合憲の法律な  
 るときハ此が適用を拒むを得ざるなり

第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せ  
 す

皇室典範を以て此憲法の條規を變更するを得す

皇室典範は皇室一家の規則にして君民間の權利義務を定る者に非ず是を以て典  
 範を公布し人民に知らしむるの必要なく又た之を改正するにも帝國議會の議を  
 經るを必要とせむ但し典範を以て直接又は間接に憲法を改正するが如きことあ  
 る時は憲法の基礎を危ふし從て臣民の權利を弱くするの恐あるを以て本條に於  
 て典範を以て憲法の條規を變更するを得せと定む故に二者相衝突せるときは憲

法と以て有効となす次は典範と法律との關係如何と云ふに典範の公布したる者に非ざるを以て裁判官及び人民は遵由の義務を有せざるを以て典範に掲ぐる個條にて往々普通法律の例外規則を定め居るも之れを法律に掲げざる間は裁判官及び人民に對して効力を生ぜざるものとす但し天皇は主權者にして臣民に非ざるを以て臣民の權利義務を定むる處の法律の規定を受けず

第七十五條 憲法及び皇室典範の攝政を置くの間之を變更することを得ず

憲法第十七條に攝政は天皇の名に於て大權を行ふとありて攝政の主權者に非ざるして主權使用の代理者なり故に主權の本体を定むる憲法を改正するを許さず且の大權の使用をなると以て皇室の家法を變更すると許さざるは勿論なり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此憲法と矛盾せざる現行の法令の總て遵由の効力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又の命令の總て第六

十七條の例に依る

維新の后は法令の名稱を異にせることは擧て數ふべからず明治十九年二月勅令第一号公文書を以て始めて法律命令の名稱を區別せるも何とか法律と云ひ何とか命令と云ふに至ては未だ一定の標準を有せず又元老院は立法の府なりと云へるも法律にして該院の議に附せざる者あり勅令にして其議決に附したる者ありて其權限一定せず之を要するに憲法施行前に在ては法律と命令とは其名を異にして其實を同ふする者も過ぎず故に名稱の異なるに従て同より其効力に輕重の區別なし之を輕重するを得るは憲法施行后議會開設の時を俟て始めて爲すべし者あり然るに今翻て今日より一々憲法の定むる處に従て其名稱を糾すは徒に事を好む者にして無用の勞と云はざるを得ず故に本條に於て何等の名稱を用ひたるに拘らず即ち形式上に於て憲法と反するも其實質にして憲法に矛盾せざる以上は凡て遵由の効力ある者とせり例之ば現行徵兵令及び租稅法の如き法律と云ふも其實帝國議會の協賛を経ざるものたるを以て法律たるの形式を備へる形式上に於て憲法の規定に反するも尙ほ臣民をして之を遵由せしむるが如し

35892

又た憲法の効力を生ずる時期に於る歳出上にて政府の義務に係る現在の契約又は命令の總て第六十七條の例に由て依然として其効力を繼續す

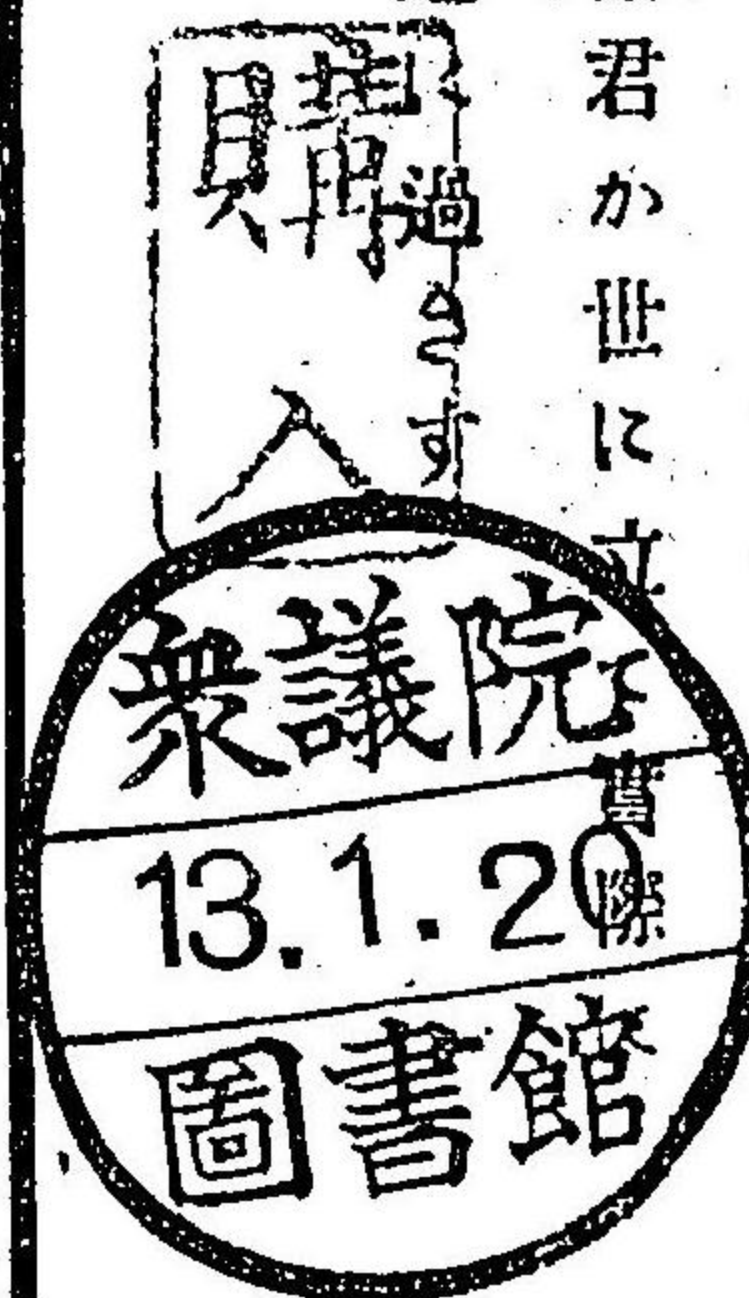
次に憲法有効の前に發布したる法令にして憲法有効後に改正せんとする場合に如何なる名稱を用ふべきかと云ふに譬へ命令の名稱を用て發布したる者にて憲法よて法律たることを必要とする者は法律を以て改正するに非れば之を改正するを得ず之に反して法律の名稱を以て發布したる者にて憲法にて法律たることと必要とせざる者は命令を以て變更するを得べく特に法律を以て之を改正するの必要なし故に將來に於て憲法有効前に發布したる法令を改正するには其名稱如何に拘泥せず憲法に於て法律たるものとを要するや否やを以て之を決するの標準となさるべからむ

附言

右と以て粗末なからも全く憲法の講義を終れり余固より淺學にして未だ諸君を満足せしむること能はずと雖とも若し諸君か世に立

處するの時に當り諸君を裨補するを得は予か幸之

大日本帝國憲法 (完結)



明治三十四年刊 153頁 後ヨリ四行目

